

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)に基づく特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和7年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 新たな住民税均等割非課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務【令和6年10月31日終了】 2. 新たな住民税均等割のみ課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務【令和6年10月31日終了】 3. 新たな低所得子育て世帯への加算における公金受取口座に関する事務【令和6年10月31日終了】 4. 定額減税しきれないと見込まれる方への給付における公金受取口座に関する事務【令和6年10月31日終了】 5. 住民税非課税世帯への物価高騰対策支援給付金における公金受取口座に関する事務
③システムの名称	1. 給付金システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 135項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会にかかる法令根拠＞ 番号法第19条第1項8号 別表の135の項 ＜情報提供＞ 提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	釧路市福祉部社会援護課
②所属長の役職名	次長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	釧路市福祉部社会援護課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4536
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・当該事務における情報照会は公金受取口座に限り実施しており、対象となる可能性がある者に対する全件照会ではなく、一定の条件で絞り込んだ必要最小限の照会に留めることでデータ管理・編集における事務ミスの可能性を軽減している。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・公金受取口座の照会前に対象者を精査して不必要な情報を保有しないこと自体が適切な情報管理であるとともに、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを事前に排除できていると考えている。 ・同時に公金受取口座に本人以外の名義で登録がなされていないことを確認したうえで情報を利用している。 ・上記のとおり、みだりに情報を保有せず、紐付け誤り等に対する一定のリスク管理を行うことが最も優先度が高いと考えている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月25日	評価書名	デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく令和6年度物価高騰対策給付金に関する事務 基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	特定公的給付の支給に関する事務について一つに統合
令和7年2月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	釧路市は、デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく令和6年度物価高騰対策給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	釧路市は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)に基づく特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	特定公的給付の支給に関する事務について一つに統合
令和7年2月25日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく令和6年度物価高騰対策給付金に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	特定公的給付の支給に関する事務について一つに統合
令和7年2月25日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)における給付金・定額減税一体措置として、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の内閣総理大臣が指定する特定公的給付の指定を受けた以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1. 新たな住民税均等割非課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務 2. 新たな住民税均等割のみ課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務 3. 新たな低所得子育て世帯への加算における公金受取口座に関する事務 4. 定額減税しきれないと見込まれる方への給付における公金受取口座に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 新たな住民税均等割非課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務【令和6年10月31日 終了】 2. 新たな住民税均等割のみ課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務【令和6年10月31日 終了】 3. 新たな低所得子育て世帯への加算における公金受取口座に関する事務【令和6年10月31日 終了】 4. 定額減税しきれないと見込まれる方への給付における公金受取口座に関する事務【令和6年10月31日 終了】 5. 住民税非課税世帯への物価高騰対策支援給付金における公金受取口座に関する事務	事後	特定公的給付の支給に関する事務について一つに統合
令和7年2月25日	I 2. 特定個人情報ファイル名	令和6年度物価高騰対策給付金ファイル	対象者情報ファイル	事後	特定公的給付の支給に関する事務について一つに統合
令和7年2月25日	I 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項、別表第一の101 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	番号法第9条第1項 別表 135項	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年2月25日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	1. 番号法第19条第1項第8号、別表第2の121 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第1項8号 別表の135の項 <情報提供> 提供なし	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年2月25日	II 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		
令和7年2月25日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年7月10日 時点	令和6年12月13日 時点	事後	重要な変更にとつたらないため(計数の見直し)
令和7年2月25日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月10日 時点	令和6年12月13日 時点	事後	重要な変更にとつたらないため(計数の見直し)
令和7年2月25日	IV 8. 人手を介在させる作業		十分である ・当該事務における情報照会は公金受取口座に限り実施しており、対象となる可能性がある者に対する全件照会ではなく、一定の条件で絞り込んだ必要最小限の照会に留めることでデータ管理・編集における事務ミスの可能性を軽減している。	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV 9. 監査	8. 監査	9. 監査	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV 10. 従業者に対する教育・啓発	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 十分である ・公金受取口座の照会前に対象者を精査して unnecessary情報を保有しないこと自体が適切な情報管理であるとともに、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを事前に排除できていると考えている。 ・同時に公金受取口座に本人以外の名義で登録がなされていないことを確認したうえで情報を利用している。 ・上記のとおり、みだりに情報を保有せず、紐付け誤り等に対する一定のリスク管理を行うことが最も優先度が高いと考えている。	事後	様式改正による変更